

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の概要

背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。

法案の概要

- 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。

1 「グリーン社会」への転換

- カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 設備投資促進税制(税額控除10%等)
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備
- ② 金融支援 (最大0.2%の利子補給等)

2 「デジタル化」への対応

- デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して税額控除5%等)
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

4 中小企業の足腰の強化

- 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するため、以下の措置を講じる
- 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
 - ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大
 - ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制
 - ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買取)
- 2. 大企業と中小企業との取引の適正化
 - ① 下請振興法の対象取引類型の拡大
- 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む中堅企業を金融支援の対象に追加

3 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ (中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ)
※中小企業は現行でも100%
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

5 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

- | | | | |
|----------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 1. 規制改革の推進 | 2. ベンチャー企業の成長支援 | 3. 事業再編の推進 | 4. 事業再生の円滑化 |
| ① バーチャルオンリー株主総会の実現 | ① ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度 | ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延の事前認定の不要化 | ① 事業再生ADR (私的整理) から簡易再生手続 (法的整理) への移行等の円滑化 |
| ② 規制のサンドボックスの恒久化*1 (生産性特措法からの移管) | ② 国内ファンド (LPS) による海外投資拡大 (現行の海外投資50%規制の適用除外) | ② 株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外 | |
| ③ 債権譲渡における第三者対抗要件の特例 (民法等の特例) | | | |

※産業競争力強化法及び中小企業関連法を束ねて改正法案を提出予定。併せて、生産性向上特別措置法は廃止

*1:新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、これらの社会実装に向け、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けた実証を行い、実証の成果を用いて規制の見直しに繋げていく制度

①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築

1. 「グリーン社会」への転換

- 「グリーン社会への転換」ための事業者の取組の計画を主務大臣（業所管大臣）が実施指針及び事業分野別実施指針（事業分野別実施指針の策定は任意）に適合していることを確認し、以下の支援を措置

① カーボンニュートラルに向けた投資促進税制

A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備の投資促進

- 脱炭素化効果が高く、新たな需要の拡大に寄与が見込まれる製品（化合物パワー半導体、燃料電池、電気自動車等向けリチウムイオン蓄電池、洋上風力発電設備の主要専用部品）の生産に専ら使用される設備の導入に対し、税額控除10%又は特別償却50%を措置

B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備の投資促進

- 事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を向上させる計画に必要となる設備の導入に対し、税額控除最大10%又は特別償却50%を措置

② 金融支援（利子補給等）

- 着実なCO2削減のための取組を進めるために必要な資金の指定金融機関からの融資について、予め設定したKPIを達成した場合に金利を最大0.2%引き下げる成果連動型の利子補給制度を措置する。併せて、財政投融資を原資として、低利の融資を措置

2. 「デジタル化」への対応

- 企業のDXを進める全社レベルの計画を主務大臣（業所管大臣）が実施指針及び事業分野別実施指針（事業分野別実施指針の策定は任意）に適合していることを確認し、以下の支援を措置

① DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制

- 部門・拠点ごとではないデータ連携・共有を伴う全社レベルのDXに向けた計画を主務大臣が認定した上で、DXの実現に必要なクラウド技術を活用したデジタル関連投資（ソフト・ハード双方）に対し、税額控除最大5%又は特別償却30%を措置

② 金融支援（財政投融資を原資とした低利融資）

- 財政投融資を原資とした低利融資を措置

3. 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 経済社会情勢の変化により事業の成長発展に重大な影響を受けた者（コロナ禍で赤字を被った企業）が「新たな日常」に向けた取組の計画を主務大臣（業所管大臣）が実施指針及び事業分野別実施指針（事業分野別実施指針の策定は任意）に適合していることを確認し、以下の支援を措置

① コロナ禍において経営改革に取り組む企業向け「繰越欠損金の控除上限」の特例

- 原則、2020度及び2021度の欠損金を、黒字転換から最長5年間にわたり、現行の50%※から最大100%に控除上限を引き上げる特例を設ける（前年度に実際に行った成長投資の投資金額まで控除上限を拡大）
※中小企業は現行でも100%まで控除可能。本制度は中堅・大企業向けの制度

② 金融支援（財政投融資を原資とした低利融資）

- 財政投融資を原資とした低利融資を措置

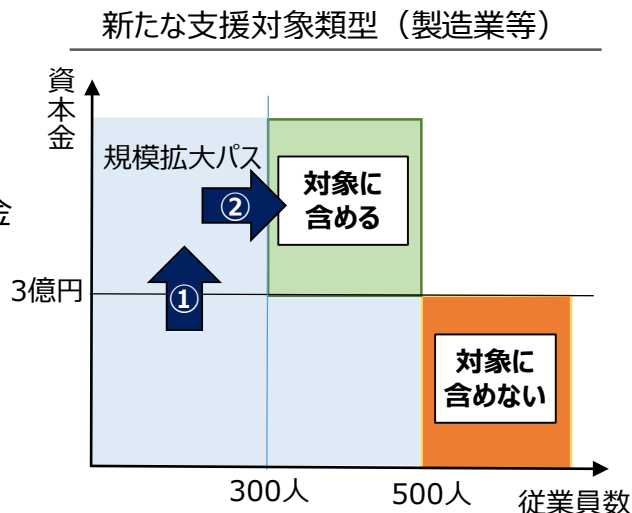
④ 中小企業の足腰の強化

- 足下のコロナ対策に全力を尽くすとともに、ポストコロナを見据え、長期視点に立った事業の再構築も必要。中小企業については、**経営基盤を強化することで、中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を増やす**ことが重要。
- そのため、**規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進**するとともに、事業活動に不可欠な基盤の整備の観点から、**事業継続力強化や取引適正化を推進**し、中小企業の足腰の強化を図る。
- 持続化補助金により、地域を支える**小規模事業者の持続的発展**を後押し。 **(19年度補正・20年度補正で5.8万社支援)**

1. 中堅企業への成長促進【経営強化法、地域未来法、中小機構法】

- 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大。
- 規模拡大に資する支援策※については、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、規模拡大パスに位置する企業群を含める。
※計画認定に紐付く金融支援、一定の補助金（コロナ対応の支援策等の対象は変更しない）

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	



2. 経営資源集約化の促進【経営強化法、経営承継円滑化法】

- 計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援を追加。（税制を措置）
- 集約化手続（所在不明株の買取）を5年から1年に短縮。

M & Aを通じた
規模拡大の促進

3. 事業継続力の強化【経営強化法】

- 中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進。
（中堅企業向けにも支援を措置）
- 中小企業に対するハザードマップの周知を促進。

事業活動に不可欠な
基盤の整備

4. 大企業と中小企業との取引の適正化【下請振興法】

- 下請振興法における対象取引類型を拡大。
〔例.スポーツジムとフリーランスであるインストラクターとの取引
ホテル運営会社と客室清掃業者との取引 等〕
- 国による調査の規定を創設。発注書面の交付を促進。
- 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

⑤「新たな日常」に向けた事業環境の整備

1. 規制改革の推進

- ① **バーチャルオンリー株主総会の実現のための特例**
 - 会社法上、株主総会を招集する場合には「場所」を定めなければならないとされており、バーチャルのみでの株主総会の実施は困難なところ、上場会社が経産大臣及び法務大臣による確認を受けた場合は、バーチャルオンリー株主総会を実施できる特例を設ける
- ② **規制のサンドボックス制度の恒久化**
 - 生産性向上特別措置法が2021年6月に廃止期限を迎えるところ、同法に措置されている規制改革のための実証制度（規制のサンドボックス制度）を産業競争力強化法に移管
- ③ **債権譲渡における第三者対抗要件の特例**
 - 民法上、債権譲渡の債務者への通知等については「確定日付のある証書」（内容証明郵便等）でなければ第三者対抗要件を満たさないとされているところ、計画認定を受けた情報システムによる通知等については、第三者対抗要件が具備されているとする特例を設ける

2. ベンチャー企業の成長支援

- ① **ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度の創設**
 - 量産等を自ら行う大規模研究開発型のベンチャー企業に対し、経産大臣が事業計画を認定した上で、民間金融機関からの融資に対し（独）中小機構の債務保証を行う制度を創設
- ② **国内ファンドによる海外投資拡大のための特例**
 - 国内ファンド（LPS）の海外投資は投資事業有限責任組合法で出資総額の50%未満に制限されているところ、経産大臣がオープンイノベーションに取り組んでいく旨を確認したファンドが実施する投資については、海外規制を除外。あわせて、認定を受けたファンドが金融機関からのつなぎ融資を受ける場合に（独）中小機構の債務保証を行う

3. 事業再編の推進

- ① **事前認定不要の株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延**
 - 会社法上の株式交付制度を用いる場合、認定なしで株式対価M&Aにおける株式譲渡益の課税繰延を措置する（税制のための認定制度を廃止）
- ② **株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外**
 - 株式対価M&Aを行う場合、当該M&Aに反対する買取会社の株主は買取会社に対しその株式の買取を請求できるところ、「事業再編計画」の認定を受けた株式対価M&Aで一定の要件（買取会社が上場会社であるなど）を満たすものについては買取請求を適用除外とする

4. 事業再生の円滑化

- ① **事業再生ADRから簡易再生手続への移行円滑化**
 - 事業再生ADRの実効性を高めるため、①金融機関に事業再生ADRへの参加の努力義務を課すとともに、法的整理への移行を抑止するため、②事業再生ADRで3/5以上の債権者が再生計画に同意した場合にADRの第三者機関が再生計画における債権カットの必要性を確認した時は、事業再生ADRが不調に終わり簡易再生に移行しようとする際に、裁判所が当該再生計画の債権の減額について事業再生ADRで確認されている事実を考慮して簡易再生の開始決定の判断を行う規定を設ける